

処遇改善加算見える化要件について

1. 処遇改善加算について

生活介護	ほどがや地域活動ホームゆめ	処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰを取得
放課後等デイサービス	ゆめっこくらぶ	処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅱを取得
放課後等デイサービス	ゆめっこことつか	処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅱを取得
行動援護	ゆめヘルプステーション	処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅱを取得
生活介護	ゆめわーく	処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰを取得

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	①受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。 ②資格手当の拡充を行い、資格を複数所持していた場合には資格手当の加算増を行えるようにしている。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	育児短時間制度について、法律では3歳までだが、法人独自に満5歳まで延長して取れるように整備している。男性についても育児休業を取れるよう配慮をし、実績もある。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	グループウェアを導入し、離れた職場であっても電話以外でコミュニケーションが図れるよう整えた。年に1回は全ての職員を対象に面接を行い異動の希望等についてアンケートを行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	職務権限規程を整理し、役職・責任について明確化をした。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	本来対象でない週30時間未満のパート職員であっても希望があれば法人が費用を全額負担し健康診断を受診できる体制を整えている。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	各自の障害状況に応じ体調を考慮してシフトを作成している。業務についても本人に了解のもと行っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。